

別紙

抗告の趣旨

原決定を取消す。

名古屋地方裁判所一宮支部昭和四三年(ワ)第二〇号保証債務履行請求事件につき、抗告人が[]を補助参加することを許可する。

相手方の抗告人の補助参加申立に対する異議申立を却下する。

との決定を求める。

抗告の理由

抗告人は本訴被告たる[]の妻であり、同人の扶養を受けているものであるから、当然補助参加しうる

権限を有するものであり（同旨―朝高法昭和九年（民抗）第二号同年六月一日決定評論二三民訴五二四所収）、且つ記録に明らかなとおり、 は失踪中であつて、将来死亡宣言を受ける可能性もあり、その場合、本

訴の勝敗は直接相続人たる抗告人に財産上の影響を及ぼすことになるので、抗告人が本訴に参加できることは、民訴の規定上極めて当然である。

よつて本件抗告に及ぶものである。